

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年10月8日（木）16:11～16:30
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

#### <関係省庁>

- 長田 浩志 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
生活衛生課長
- 渡邊 英介 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
生活衛生課課長補佐

#### <事務局>

- 佐々木 基 内閣府地方創生推進室長
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 非農林漁業者の民泊サービスの提供について
- 3 閉会

---

○藤原次長 時間が押しておりますので、申し訳ございませんでした。

続きましては、「非農林漁業者の民泊サービスの提供について」ということをごさいますけれども、御承知のとおり、旅館業法の特例につきましては、古民家の部分、それから、一般賃貸借の部分でもメニューがございまして、いずれも特に後者はやっと大田区のほうで実現しつつあるということで、大変厚生労働省の方々にも御協力を頂戴しているわけでごさいますけれども、もう一つ、この規制改革会議等々でも議論がございまして非農林漁業者の民泊につきまして、特区のほうでもかなり多くの提案がございまして、御説明を頂戴できればと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいますして、少し遅くなりましてどうもすみません。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○長田課長 厚生労働省生活衛生課長の長田でございます。よろしくをお願いいたします。

先ほど藤原次長からもお話がございました特区制度に関しましては、色々ワーキンググループの先生方の御示唆もいただきながら、7月末に通知を発出いたしまして、また、東京、大阪などの自治体とも色々やりとりをさせていただく中で、この9月議会で大阪府、大阪市が条例案を改めて提出されて、また、先般大田区長が年内にも条例案を上程したいと表明されました。我々としても引き続き自治体と情報連携を図りながら、自治体の取組を後押ししていければと思っております。

それでは、本題の関係でございます。本日テーマとしていただきました、去る6月末に閣議決定をされました規制改革実施計画において位置付けられております、農林漁業体験民宿業に関わります特例の拡大の検討状況について御報告をさせていただければと思っております。

まず、表紙をおめくりいただきまして、規制改革実施計画の内容でございますけれども、体験学習のさらなる推進の観点から、農林漁家民宿の受入先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室面積33平米以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行う。このような宿題をいただいております。

そもそも、この趣旨でございますけれども、農林水産省所管の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に基づきまして、山村地域等における体験活動を推進する。こういった政策目的の実現に寄与するという観点から、これらの体験活動と一体となった宿泊サービスを提供する農家等が宿泊業を営まれる場合につきましては、旅館業法の一定の特例といたしまして、客室延面積基準を適用除外とするという制度になっております。

これにつきまして、恐縮でございます。また1枚おめくりいただいて、今回問題意識としていただいておりますのは、この体験型民宿を進めていくにあたりまして、農家の方も高齢化が進んでいるということで、元農家だったのだけれども、実際には引退をされているとか、そういったような状況になり、なかなか、なり手というものがいないということで、元農家のような今は農林漁業等に携わっておられないけれども、そういった方がこの民宿をやる場合について、この特例の対象とすべきではないか。そのような問題意識、背景からこのような宿題をいただいているということでございます。

検討の方向性として、まず一つ目でございますけれども、今申し上げたような農林漁業者ではない個人の方が実際に居住をしながら、お泊りになる方に直接相對しているという状況の中で、この民宿業を行う場合については同様に考えてもいいのではないかと、これについてはそういう方向で措置をしたいと考えております。

これ以外に、特区提案の中で農林漁業民宿に関しまして、いただいている提案として大きく二つございまして、一つは、個人ではなく法人化をされている地域コミュニティ組織だとか、農事組合法人などが営む場合についても同様の措置が講じられないかということでございます。この点につきましては、過去の経緯といたしましては、こういった特例について個人が営む場合に要件を満たさないということで、自宅の改築等を行うというのは負担も大きいということも考慮要素の一つであったと聞いておりまして、そういったことも踏まえながら、この点については少し検討の時間をいただきたいと思います。思っております。

体験事業の目的といたしまして、農山漁村の余暇活動のための体験活動以外のもの、例えば、陶芸の体験とか、そういったものについても対象とできないかという御提案をいただいておりますけれども、これは先ほど見ていただいた農山漁村滞在型余暇活動基盤整備促進法という法律に基づいて推進をされている政策、そういったことに寄与するという観点から、特例ということで設けているものでございまして、例えば、この法律の体験事業の範囲というものが拡大されるということであれば、また判断は違ってくるのかと思っておりますけれども、そういった制度上の根拠がないものについて、同様の対応措置を講ずることは困難ではないかと考えている次第でございます。

今後のスケジュールでございますけれども、規制改革実施計画上も平成27年度中に検討から措置まで至るというようなことでございますので、今年度中には必要な省令改正手続を行った上で、来年4月1日から施行できるような形で進めていきたいと考えております。

説明といたしましては以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見はございませんか。

○原委員 東京湾で釣りをセットにすると、この辺でもやっていいのですか。

○長田課長 そこが漁業者ということであれば、そういうことかとは思いますが。

○原委員 漁業者が関わるのかもしれないですけれども、関わらないといけないというのはどこかで要件としてかかるのですか。今いただいた農産漁業滞在型余暇活動だと、漁業者という要件はなさそうに見えるのですけれども。

○長田課長 この体験民宿業というのは、参考に書いていますように、一つは農業体験であるとか漁業体験であるとか、そういった体験の役務が提供できるということと、その役務の提供とセットで宿泊というサービスを提供するということなので、それが実態として可能であることが必要かと思っております。ですので、明らかに極端な話で言えば、海がないようなところで漁業体験ができるかと言うと、できませんので。

○原委員 地域的な限定は少なくともないわけですね。

○長田課長 そうです。そういう意味では、限定はないと認識しております。

○本間委員 内陸で滞在型の施設をやっているけれども、漁場まで連れて行けばいいので、漁村である必要は必ずしもないと思うのです。アクティビティとしてそういうものがあればいいのではないかという気がするのですけれども、そのあたりは。

○長田課長 そこは多分、程度の問題だろうと思います。さすがに宿泊先から1時間以上かけて、体験事業をやるというのは適当ではないかと思います。

○本間委員 それから、滞在型余暇活動の法律の対象というものがあって、それ以外のところが、例えば、陶芸だとかは無理だという話なのですが、そもそも農山漁村滞在型の目的というのは農山漁村にある資源というか、人的資源を含めて現地の資源を有効活用しようということが目的なのであって、今後もっと広がっていくと思うのです。単に滞在することだって以前は滞在ではなくて体験でないといけないとか、なかなかこの手のものが規制緩和できなかったという経緯があるのですけれども、対象を広げて行って、地域全体の資源を活用する中で、陶芸というものもいずれ入れる必要があると思う。特区の趣旨からすると、もっともっと地方創生の観点から、あらゆる資源の有効的な利用ということで、農業、漁業に限らず、さまざまなアクティビティを対象として見ていく観点が必要ではないかという気がします。できれば、特区なのだから検討してほしいという気持ちがすごくあるのです。

○八田座長 陶芸でも、蝶々採りでも、トンボ採りでも、色々なことがあるだろうという話です。

○長田課長 先生から御指摘をいただいた点は、大変ごもっともな御指摘と拝聴させていただきましたが、私どもはあくまで旅館業法という法律の目的に即して、それを他の政策目的、目標の兼ね合いの中でどう判断するかということですので、ある意味この農業体験に関しては、農林水産省の法律という明確な国家の意思として政策を進めていくということがある意味明確になっております。それを受ける形で、特例措置が講じられていると思いますので、厚生労働省という役所がこういう体験が適当であるということは、なかなか独自に判断できる立場にないところがございまして、こういうところが政策目的として進めていくべきという別途の何がしかの根拠というものが無いと、我々だけの判断では難しい面があるのかなと思っております。

○八田座長 特区の場合には、大体法律改正なわけですね。それで何とか法の何条はこの地域では適用しない、代わりにこうだと言うのですが、この場合には、厚生労働省の法律、旅館業法のこれだけではダメで、農林水産省側の何かの法律改正も必要だということなのですか。

○長田課長 旅館業法の特例をどう措置するかという、その構造上の問題だけで言えば、まず、旅館業法の政令の中で色々な面積基準も含めて基準というのは定められておりましたので、その基準を一定の場合に省令でもって特例措置を講ずるといような法律構成になっていますので、何がしかの政策判断でもって、例えば、陶芸についても、例えば、33平米の緩和をするということが何かしら判断できる根拠があれば、それは我々の法体系としては省令改正の手当をすればいいことになるのですが、今、少なくともこの農林漁業体験民宿業の特例は、この法律に基づいて行われるものについて、特例を講ずるといような書き方になっております。

○本間委員 農林水産省には特区特例でプッシュすればいい。

○八田座長 この特例になっている基の法律というのは、旅館業法ですね。ということは、別な特例を作ることも特区において当てはまることは可能なわけですね。

○長田課長 あと、やや余談になるかもしれませんが、いわゆる宿泊施設に関しましては私どもの業法による規制のほか、国土交通省所管の建築基準法でございますとか、消防庁所管の消防法の関係とか出てきますので、その法体系において、こういったものを、仮に旅館業法が特例対象とした場合に、同じように特例として並んでいくのか、あるいは別途の判断をするのかということについては、別途整理が必要かと認識しております。

○八田座長 分かりました。

○原委員 この際教えていただきたいのは、民宿にした場合というのは合宿的な形態で必ずしもなくても、空いている部屋を1部屋1組に貸すという形態でも構わないのですか。

○長田課長 結果として、一部屋に一組が泊まることは制限はございません。実際に農家民宿の場合には、割とできる限りアットホームな雰囲気を受け入れるという観点から営業されているケースも少なくないと聞いております。

○原委員 旅館と民宿との違いというのは、旅館業法所管の立場からどう整理されていますか。

○長田課長 旅館と簡易宿所の違いは、多数人の共用設備というものが主たる部分を占めているかどうかというのが一つの別れ目なのでございますけれども、ただ、結果として、当然ながら毎日毎日たくさんの方が泊まるわけではないので、受入れ態勢としてそうなっていれば、多数人が泊まらなくても、営業許可としては簡易宿所ということになるかと思っております。

○藤原次長 陶芸の話を中心に、まだはまらない話もありますので、私どものニーズをお伝えして、できるだけ広く読んでいただくような協議をさせていただくということをお願いできればと思います。

○八田座長 規制改革会議の観点から、検討が今行われているのは、2ページ目の3項目のうちの二つのことということですか。

○長田課長 規制改革会議からの直接的な宿題としては、検討の方向性の一番上の丸の部分です。

○原委員 これとあともう一つあれですね。インターネットを使った新しいサービスとか、それがまた別の項目としてある。

○長田課長 はい。全体としてのいわゆる民泊サービスをどのように整理をしていくかということに関しましては、先般、今週の月曜日の規制改革会議の本会議が実際にあって、検討状況の報告を求められておりますが、今期の主要課題ということで、規制改革会議でもフォローしていきたいということで聞いているところでございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

そうしたら、この2、3のところについて今後も解釈の余地がないだろうかということ

を事務的にも御相談させていただくと思いますので、よろしく願いいたします。  
どうもありがとうございました。